

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

氏 名 大島 久明

論 文 題 目

Long-term results after limited macular translocation surgery for wet age-related macular degeneration

(滲出型加齢黄斑変性に対する強膜短縮黄斑移動術の長期結果)

論文審査担当者


名古屋大学教授

主 査 委員

曾根三千彦 

名古屋大学教授

委員

勝野雅央 

名古屋大学教授

委員

久場博司 

名古屋大学教授

指導教授

孝崎 浩子 

論文審査の結果の要旨

今回、滲出型加齢黄斑変性に対する強膜短縮黄斑移動術の、術後5年以上の視力の推移及び関与する要因を特定した。症例は20眼、平均観察期間は7年。視力は術後1年で術前と比較し有意に改善し、その後は有意な変化はなく、観察期間を通し術前と比べ有意な視力改善がみられた。最終観察視力は、術後1年の視力、脈絡膜新生血管の再発、年齢と有意に相関していた。黄斑移動術後1年で、良好な視力に改善されれば、視力が術後5年以上にわたり維持されることを示した。障害されていた感覚網膜が、健常な網膜色素上皮上で長期にわたり機能出来ることは、今後の幹細胞由来の網膜色素上皮移植などの、新しい治療法にとって重要であると考えられるが、脈絡膜新生血管を抜去して行うこれらの治療は、同様のリスクマネジメントが必要であり、再発をいかに抑制していくかが将来の課題であると、本研究で明らかにした。

本研究に対し、以下の点を議論した。

1. 網膜全周切開黄斑移動術においても手術後長期にわたり、良好な視力が得られたとの報告がある。術前の平均視力が1.15logMAR単位で、術後1年の平均視力が0.69logMAR単位に改善し、最終観察平均視力が0.63logMAR単位で維持されたとの報告である。しかし、強膜短縮黄斑移動術と直接比較した論文は今まで報告されていないので、どちらが有意に良好であるかは不明である。
2. 手術後1年の視力予後に関わる要因は、脈絡膜新生血管の再発の有無と手術前の視細胞の状態である。
3. 網膜剥離の手術後において、剥離された黄斑部の網膜の視細胞が少しずつ回復（光干渉断層計にて視細胞の長さが少しずつ長くなる）して手術後1年以降も視力が回復することがあるが、強膜短縮黄斑移動術後においても、網膜を一度剥離させて回転させているので、同様のことが生じている可能性がある。
4. 視力に最も影響を与える因子は視細胞の機能であるが、加齢黄斑変性を生じた際に、すでに出血を生じており、その出血は視細胞の機能に悪影響を及ぼす。術後合併症がないが、すでに視細胞の機能が低下している症例では術後視力が不良である。従って、術前視力と術後視力との間に正の相関がみられる。
5. 黄斑移動の方向や距離と視力との間には関連はみられない。それは、黄斑部の加齢黄斑変性のある網膜色素上皮から健常な網膜色素上皮に移動させるのがこの手術の目的であるので、健常な網膜色素上皮に移動していれば得られる視力は変わらないはずである。また移動の方向は術式として、空気を硝子体内に注入してその浮力を使うので、下方に移動させる。距離は強膜の短縮量で決められる。

以上の理由により、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	大島久明
試験担当者	主査 曾根三千彦 (曾根) 勝野雅夫 (勝野) 久場博司 (久場)			
	指導教授 寺崎浩子 (寺崎)			

(試験の結果の要旨)





主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。

1. 強膜短縮黄斑移動術の長期有用性が示されているが、網膜全周切開黄斑移動術の長期成績との比較について
2. 手術後1年の視力予後に関わるものについて
3. 手術後1年以降から視力が改善した症例の理由
4. 脈絡膜新生血管の再発がないのに、視力が改善していない症例の理由
5. 移動の方向や距離と視力との関係について。また、移動方向と距離はどのように決めるかについて

以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、眼科学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。

別紙3

学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	大島久明
学 力 審 査 担 当 者	主 査 曾根三千彦  勝野雅央  入場 博司 			
	指 導 教 授 李崎 浩子 			

(学力審査の結果の要旨)

名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員合議の上判定した。